

令和2年群馬東部水道企業団議会  
2月定例会会議録

群馬東部水道企業団

令和2年群馬東部水道企業団議会2月定例会会議録

令和2年2月7日（金曜日）

1 出席議員 12名

1番	久保田	俊	2番	大川	陽一
3番	正田	恭子	4番	遠藤	重吉
5番	櫻井	正廣	6番	大澤	映男
7番	杉山	英行	8番	延山	宗一
9番	田口	晴美	10番	高橋	祐二
11番	須田	敏彦	12番	神谷	長平

2 説明のために出席したもの 12名

企業長	清水	聖義	副企業長	須藤	和臣
副企業長	須藤	昭男	副企業長	金子	正一
局長	越塚	信夫	次長	篠木	達哉
次長	百瀬	光宏	総務課長	奥川	靖
企画課長	鈴木	徹哉	工務管理課長補佐	小井土	健之
館林支所長	中里	昭彦	みどり支所長	関口	洋一

3 その他出席した者 4名

太田市議会事務局長	吉田	稔			
書記	鏑木	堅介	書記	黒坂	敏弘
書記	黒岩	美帆			

議事日程（第1号）

令和2年2月7日 午後2時30分開議

群馬東部水道企業団議会議長 久保田 俊

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案第 1号 群馬東部水道企業団監査委員選任の同意について  
議案第 2号 群馬東部水道企業団監査委員選任の同意について  
議案第 3号 群馬東部水道企業団監査委員選任の同意について
- 第4 議案第 4号 群馬県市町村公平委員会の共同設置について  
議案第 5号 群馬東部水道企業団公平委員会設置条例の廃止について
- 第5 議案第 6号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
議案第 7号 群馬東部水道企業団職員定数条例の一部改正について  
議案第 8号 群馬東部水道企業団給水条例の一部改正について  
議案第 9号 群馬東部水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第6 議案第10号 負担付きの贈与の受入れについて
- 第7 議案第11号 令和元年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第8 議案第12号 令和2年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開会

午後 2 時 3 0 分開会

**議長（久保田俊）** 只今から告示第 1 号をもって招集されました、令和 2 年群馬東部水道企業団議会 2 月定例会を開会いたします。

◎開 議

**議長（久保田俊）** これより本日の会議を開きます。

◎日 程

**議長（久保田俊）** 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布申し上げたとおりであります。その順序により会議を進めたいと思いますので、ご了承願います。

◎会期の決定

**議長（久保田俊）** 日程に入ります。日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（久保田俊）** ご異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日と決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

**議長（久保田俊）** 次に、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、9 番、田口晴美議員、及び 1 0 番、高橋祐二議員を指名いたします。

◎議案上程

**議長（久保田俊）** 次に、日程第 3、議案第 1 号を議題といたします。

◎提案理由の説明

**議長（久保田俊）** 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

（清水企業長挙手）

**議長（久保田俊）** 清水企業長。

**企業長（清水聖義）** 議案第1号、群馬東部水道企業団監査委員選任の同意について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

本企业団規約に基づき、監査委員の任期は4年とされておりますが、高橋嘉一郎監査委員が3月31日付で任期満了となります。引き続き、人格が高潔で、事業の経営管理に関し優れた識見を有するため、高橋嘉一郎監査委員を再任いたしたいと存じますので、地方自治法の規定により議会の皆様のご同意を得たく、提案申し上げる次第でございます。

なお、高橋嘉一郎監査委員につきましては、住所は、太田市浜町34番2号で、生年月日は、昭和32年4月24日生まれの62歳でございます。

以上、議案第1号についての説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎質 疑

**議長（久保田俊）** これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（久保田俊）** 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論

**議長（久保田俊）** これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（久保田俊）** 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

**議長（久保田俊）** これより採決いたします。  
本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

**議長（久保田俊）** 挙手全員、よって本案は原案のとおり同意されました。

◎議案上程

**議長（久保田俊）** 次に、議案第2号を議題といたします。

◎除 斥

**議長（久保田俊）** 地方自治法第117条の規定により、6番、大澤映男議員の退席を求めます。

（大澤議員退席）

◎提案理由の説明

**議長（久保田俊）** 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

（清水企業長挙手）

**議長（久保田俊）** 清水企業長。

**企業長（清水聖義）** 議案第2号、群馬東部水道企業団監査委員選任の同意について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の2ページをお開き願います。

本企业団規約に基づき、監査委員の任期は4年とされておりますが、企業団議員の中から選任されておりました大澤映男議員が3月31日付で任期満了となります。

引き続き、人格が高潔で、事業の経営管理に関し優れた識見を有するため、大澤映男議員を監査委員として再任いたしたいと存じますので、地方自治法の規定により議会の皆様のご同意を得たく、提案申し上げる次第でございます。

なお、大澤映男議員につきましては、住所は、みどり市笠懸町鹿4516番地1で、生年月日は、昭和17年11月28日生まれの77歳でございます。

以上、議案第2号についての説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

#### ◎質 疑

**議長（久保田俊）** これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（久保田俊）** 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

#### ◎討 論

**議長（久保田俊）** これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（久保田俊）** 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

#### ◎表 決

**議長（久保田俊）** これより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

**議長（久保田俊）** 挙手全員、よって本案は原案のとおり同意されました。

#### ◎除斥の解除

**議長（久保田俊）** 6番、大澤映男議員の入場を求めます。

(大澤議員入場)

◎議案上程

**議長（久保田俊）** 次に、議案第3号を議題といたします。

◎除 斥

**議長（久保田俊）** 地方自治法第117条の規定により、8番、延山宗一議員の退席を求めます。

(延山議員退席)

◎提案理由の説明

**議長（久保田俊）** 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

(清水企業長挙手)

**議長（久保田俊）** 清水企業長。

**企業長（清水聖義）** 議案第3号、群馬東部水道企業団監査委員選任の同意について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開き願います。

本企业団規約に基づき、監査委員の任期は4年とされておりますが、企業団議員の中から選任されておりました神谷長平議員が3月31日付で任期満了となります。

その後任として、人格が高潔で、事業の経営管理に関し優れた識見を有する延山宗一議員を監査委員に選任いたしたいと存じますので、地方自治法の規定により議会の皆様のご同意を得たく、提案申し上げる次第でございます。

なお、延山宗一議員につきましては、住所は、板倉町大字岩田2272番地で、生年月日は、昭和23年12月22日生まれの71歳でございます。

以上、議案第3号についての説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎質 疑



**議長（久保田俊）** これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（久保田俊）** 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

#### ◎討 論

**議長（久保田俊）** これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（久保田俊）** 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

#### ◎表 決

**議長（久保田俊）** これより採決いたします。  
本案を原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

**議長（久保田俊）** 挙手全員、よって本案は原案のとおり同意されました。

#### ◎除斥の解除

**議長（久保田俊）** 8番、延山宗一議員の入場を求めます。

（延山議員入場）

#### ◎議案上程

**議長（久保田俊）** 次に、日程第4、議案第4号及び議案第5号の2議案を一括議題といたします。

◎提案理由の説明

**議長（久保田俊）** 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

（越塚局長挙手）

**議長（久保田俊）** 越塚局長。

**局長（越塚信夫）** 議案書の4ページをお開きください。

議案第4号、群馬県市町村公平委員会の共同設置について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和2年4月1日から、群馬県内の市町村、一部事務組合及び広域連合の効率的な公平委員会を運営するため、本企業団を含む渋川市外33団体が、群馬県市町村公平委員会を共同設置することについて関係団体と協議したので、地方自治法第252条の7第3項において準用する、同法第252条の2の2第3項の規定及び、これらの規定を準用する同法第292条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案書の7ページをお開き願います。

議案第5号、群馬東部水道企業団公平委員会設置条例の廃止について、ご説明申し上げます。

本案は、本企業団を含む渋川市外33団体による群馬県市町村公平委員会の共同設置に伴い、既設の群馬東部水道企業団公平委員会を廃止するため、条例の廃止をしようとするものでございます。

内容といたしましては、本則におきまして、本条例を廃止し、附則におきまして、この条例の施行日を令和2年4月1日としたほか、群馬東部水道企業団特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例、群馬東部水道企業団情報公開条例及び群馬東部水道企業団個人情報保護条例の関係規定の改正を行うものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎質 疑

**議長（久保田俊）** これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（久保田俊）** 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

#### ◎討 論

**議長（久保田俊）** 議事の都合により、議案第4号及び議案第5号の2議案についての討論は一括とし、採決は議案ごとといたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（久保田俊）** 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

#### ◎表 決

**議長（久保田俊）** これより採決いたします。

最初に、議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

**議長（久保田俊）** 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

**議長（久保田俊）** 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案上程

**議長（久保田俊）** 次に、日程第5、議案第6号から第9号までの4議案を一括議題といたします。

#### ◎提案理由の説明

**議長（久保田俊）** 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

(越塚局長挙手)

**議長（久保田俊）** 越塚局長。

**局長（越塚信夫）** 議案書の9ページをお開きください。

議案第6号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部改正をしようとするものでございます。

内容といたしましては、会計年度任用職員制度が導入されることに伴いまして、関係条例の規定において所要の改正を行うものであります。

附則につきましては、この条例の施行日を令和2年4月1日とするものでございます。

次に、議案書の12ページをお開き願います。

議案第7号、群馬東部水道企業団職員定数条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案は、本企业団の事業について、株式会社群馬東部水道サービスへの包括業務委託を中心とした事業実施が順調であると認められることから、職員定数の見直しを図るため、条例の一部改正をしようとするものでございます。

内容といたしましては、職員定数を100人から55人に削減するとともに、職員が休職した場合には、定数外とすることができる規定等を追加するものであります。

附則につきましては、この条例の施行日を令和2年4月1日としたほか、群馬県との事業統合に伴う県職員の派遣を見込み、令和4年3月31日までの間、定数を65人とする経過措置を設けるものでございます。

次に、議案書の14ページをお開き願います。

議案第8号、群馬東部水道企業団給水条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案は、水道法の一部改正に伴い、当企業団において定める給水条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、指定給水装置工事事業者の指定の有効期間が、無期限から5年ごとの更新制に改められたことに伴い、更新の場合の規定を追加しようとするものでございます。

附則につきましては、この条例の施行日を令和2年4月1日と定めるものでございます。

次に、議案書の15ページをお開き願います。

議案第9号、群馬東部水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部改正

について、でございます。

本案は、群馬県企業局用水供給事業との事業統合に伴い、最新の予測結果を反映させるものです。また、給水区域の記載内容について「みどり市簡易水道設置条例」及び「加須市水道事業の設置等に関する条例」との整合性を図るため、別表の整備を行うものです。

なお、附則につきましては、この条例の施行日を公布の日とするものです。ただし、第3条第3項及び同条第4項の改正規定は、令和2年4月1日から施行するものです。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

#### ◎質 疑

**議長（久保田俊）** これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（久保田俊）** 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

#### ◎討 論

**議長（久保田俊）** 議事の都合により、議案第6号から第9号までの4議案についての討論は一括とし、採決は議案ごとといたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（久保田俊）** 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

#### ◎表 決

**議長（久保田俊）** これより採決いたします。

最初に、議案第6号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

**議長（久保田俊）** 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

**議長（久保田俊）** 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

**議長（久保田俊）** 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

**議長（久保田俊）** 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案上程

**議長（久保田俊）** 次に、日程第6、議案第10号を議題といたします。

#### ◎提案理由の説明

**議長（久保田俊）** 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

（越塚局長挙手）

**議長（久保田俊）** 越塚局長。

**局長（越塚信夫）** 議案書の16ページをお開き願います。

議案第10号、負担付きの贈与の受入れについて、ご説明申し上げます。

本案は、群馬県用水供給事業との統合に伴い、新田山田水道事務所及び東部地域水道事務所の資産及び負債について、地方自治法、地方公営企業法、及び群馬東部水道企業団水道事業の設置等に関する条例に基づきまして、負担付き贈与の受け入れを行うものでございます。

なお、受入れにつきましては、令和2年4月1日となっております。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

#### ◎質 疑

**議長（久保田俊）** これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（久保田俊）** 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

#### ◎討 論

**議長（久保田俊）** これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（久保田俊）** 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

#### ◎表 決

**議長（久保田俊）** これより採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

**議長（久保田俊）** 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案上程

**議長（久保田俊）** 次に、日程第7、議案第11号を議題といたします。

#### ◎提案理由の説明

**議長（久保田俊）** 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求め

ます。

(越塚局長挙手)

**議長（久保田俊）** 越塚局長。

**局長（越塚信夫）** 議案第11号、令和元年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の18ページ及び別冊の「令和元年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算」の1ページをお開き願います。

補正予算の内容でございますが、第2条につきましては、各業務における、予定量を補正するものでございます。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入では水道料金及び加入金等の収入減少により、2億1,699万8千円の減額補正するものでございます。また、支出では、包括業務委託に係る経費や減価償却費の増加等により、2,726万2千円の増額補正をするものでございます。

また、第4条の資本的収入及び支出につきましては、収入では、企業債において2億円の減額補正を、支出では、建設改良費の削減により、3億9,324万4千円の減額補正をするものでございます。

この結果、資本的収入額から資本的支出額を差し引いた不足額につきましては、第4条本文に記載のとおり、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額や建設改良積立金処分額等で充当するものでございます。

第5条につきましては、建設改良費の補正に伴いまして、企業債の限度額を減額するものでございます。

また、2ページ以降には、補正予算に伴う実施計画等を添付しておりますので、後程ご覧いただきたいと思っております。

以上、提案理由のご説明を申し上げますが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

#### ◎質 疑

**議長（久保田俊）** これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（久保田俊）** 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。



◎討 論

**議長（久保田俊）** これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（久保田俊）** 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

**議長（久保田俊）** これより採決いたします。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

**議長（久保田俊）** 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案上程

**議長（久保田俊）** 次に、日程第8、議案第12号を議題といたします。

◎提案理由の説明

**議長（久保田俊）** 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

（越塚局長挙手）

**議長（久保田俊）** 越塚局長。

**局長（越塚信夫）** 議案書の19ページ及び別冊「令和2年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算書」の1ページを、お開き願います。

議案第12号、令和2年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

第1条につきましては、総則でございます。

第2条につきましては、業務の予定量を定めるもので、(1)では、年度末の給水戸数として19万6,700戸、(2)では、年間総給水量として6,385万8千立方メートルと予定しております。また(4)では、主な建設改良事業の事業費について記しております。

次に、第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入では、総額108億9,058万円を計上しております。また支出では、総額で89億5,629万6千円を計上しております。

続きまして、第4条の資本的収入及び支出でございますが、収入では、総額37億1,658万7千円を計上し、支出につきましては、総額93億9,237万円を計上するものでございます。

なお、収入から支出を差し引いた不足額、56億7,578万3千円につきましては、第4条文中にありますとおり、当年度消費税の資本的収支調整額や当年度損益勘定留保資金などにより補てんするものでございます。

続きまして、予算書の2ページをご覧ください。

第5条の債務負担行為につきましては、令和2年度から令和7年度において、事業運営及び拡張工事等包括業務委託やシステム構築賃貸借業務に係る負担の限度額を定めるものでございます。

第6条につきましては、企業債における借入限度額を20億円と定めるものでございます。

また、第7条につきましては、一時借入金の限度額を9億円に定めるほか、第8条では、支出における流用が可能な科目について、第9条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、第10条では、たな卸資産購入限度額について、定めるものでございます。

また、第11条の重要な資産の取得につきましては、群馬県新田山田水道及び東部地域水道との統合に伴う、事業用資産の取得について定めるものでございます。

3ページ以降につきましては、実施計画等を添付してございますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上、予算に関する提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

## ◎質 疑

**議長(久保田俊)** これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(久保田俊)** 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論

**議長(久保田俊)** これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(久保田俊)** 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

**議長(久保田俊)** これより採決いたします。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

**議長(久保田俊)** 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会

**議長(久保田俊)** 以上をもちまして、今定例会の議事全てを終了いたしました。

これをもって閉会といたします。大変ありがとうございました。

午後2時55分閉会

地方自治法第123条第2項及び群馬東部水道企業団議会会議規則第61条の規定により、ここに署名する。

群馬東部水道企業団議会議長

久保田 俊

群馬東部水道企業団議会議員

田口 晴美

群馬東部水道企業団議会議員

高橋 祐二